

平成25年11月5日

泉南市議会議長  
南 良徳 様

議会運営委員会  
委員長 堀口 武視

### 泉南市議会の議会改革について（第3次答申）

平成25年10月21日付けで追加諮問された諮問事項につきまして、結論がまとまりましたので別添のとおり答申します。

いずれの諮問事項につきましても、できるだけ速やかに実施あるいは検討に着手していただきますよう求めるものであります。

## **第 3 次 答 申**

**平成 2 5 年 1 1 月 5 日**

**議 会 運 営 委 員 会**

## 1 今回の答申

議長より、平成25年1月8日付で議会運営委員会（以下、委員会）に諮問されました項目につきましては、8月21日の第2次答申をもって、終了したところでありますが、今般、10月21日付により、追加として3項目（下記参照）の諮問がありました。

このことを受け、10月28日及び、11月5日に、議会改革に関する懇談会（以下、懇談会）を開催し、精力的に協議を行った結果、結論がまとまりましたので、第3次答申を行うものであります。

### 追加諮問事項

- (1) 委員長報告について
- (2) 本会議及び委員会における討論時間について
- (3) 監査委員に対する質疑について

## 2 内容

諮問事項の調査・研究に当たっては、各会派及び無所属議員の代表者が委員に就任していることから、答申の内容については、会派及び無所属議員の意見を十分反映したものとなっております。

### (1) 委員長報告について

平成25年第3回泉南市議会定例会において、議案審査の付託を受けた委員会の委員長の判断により、委員会審査報告（以下、審査報告）が行われる前に、各会派等に参考資料として委員長が読み上げる報告原稿（以下、委員長報告書）を配布した事から議長より今後の取り扱いについて諮問がありました。

懇談会では、近隣自治体の状況を調査するとともに、本市議会におけるこれまでの委員会審査報告のあり方について検証した結果、次のとおり答申をまとめました。

なお、近隣自治体の審査報告の現状としては、委員長報告書を配布していない市、また、委員長報告書を配布している市、さらに、委員長報告書として委員会会議録等を配布している市と、それぞれの市の議会運営により異なっているとの調査結果でありました。

委員長報告書については、審査報告が行われる前（議会最終日）に、各議員に、その写しを配布することとする。

なお、特別な場合を除き、委員長報告に対する質疑は、行わないこととする。

また、審査報告に対する質疑について、行わないことを取り決めることに疑問を感じるとの少数意見がありました。

## (2) 本会議及び委員会における討論時間について

平成25年第3回泉南市議会定例会において、一部の議員が討論を行う際、他の議員と比較して、討論を行う時間が著しく長くなったことから、議長より「議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。」との会議規則第57条の運用について、諮問がありました。

懇談会では、近隣自治体の状況を調査するとともに、討論のあり方について検証した結果、次のとおり答申をまとめました。

なお、近隣自治体の現状としては、討論時間が著しく長く行われた例がないことから、会議規則に定められている、発言時間を制限するといった申し合わせ事項を設けるための議論を行っていないとの調査結果でありました。

本会議及び委員会における議案に対する討論時間については、時間制限を設けるのではなく、各議員が行う討論については、簡潔、明瞭を認識し、会議規則第55条「発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。」により、討論が長時間に及ぶときは、議長、委員長が注意を行うとともに、さらに、同条第2項「議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。」により、議長、委員長の指示に従うことを再確認する。

また、議会、委員会は、議論をする場であり、もっと活発に議論がなされることが必要と考えることから、討論時間に制限がかかることは了としないとの少数意見がありました。

### (3) 監査委員に対する質疑について

本市議会では、会議規則第51条「会議において、発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。」により、本市議会での質疑については、「通告制」を設けておりますが、現状として、会議規則第52条第1項「発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。」、また第2項には「発言通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して議長と呼び、議長の許可を得なければならない。」とあり、発言通告を行わなかった場合でも、議長の許可により質疑を行っている例があります。

このようなことから、監査委員（議会選出）より、例月現金出納検査結果報告等の報告内容については、多岐に涉ることから、答弁に当たり、質疑については「通告制」を順守して欲しいとの申し出があったことを受け、議長より、特に発言通告がない場合の「監査委員に対する質疑」の取り扱いについて諮問がありました。

懇談会では、近隣自治体の状況を調査するとともに、監査委員に対する質疑のあり方について検証した結果、次のとおり答申をまとめました。

なお、近隣自治体の現状としては、本会議における監査委員の報告に対して、質疑が行われた例が少なく、会議規則に則った議会運営を行っており、特段、申し合わせ事項等を設けていないとの調査結果でありました。

**本会議における監査委員に対する質疑については、原則、発言通告がなければ、取り扱わないこととする。**

また、議員の発言権は、最大限に尊重されるべきであり、発言通告を行わなくても、質疑を行う機会は保障すべきであるとの少数意見がありました。

### 3 懇談会の開催状況等

#### 第1回懇談会 平成25年4月17日(水)

- ・正副会長の互選を行い、会長に堀口武視議員、副会長に木下豊和議員を選出
- ・本会議場における国旗及び市旗の掲揚について
- ・議員報酬について
- ・政務活動費について
- ・会議結果(賛否)について
- ・意見書、決議の取扱いについて
- ・委員会会議録について

#### 第2回懇談会 平成25年4月25日(木)

- ・本会議場における国旗及び市旗の掲揚について
- ・議員報酬について
- ・政務活動費について
- ・会議結果(賛否)について
- ・議会改革に関する答申書(第1次)の作成について

#### 第3回懇談会 平成25年7月12日(金)

- ・議会報編集委員会の取扱いについて
- ・常任委員会・特別委員会等のインターネット中継について
- ・申し合わせ事項の見直しについて
- ・議会選出役員の定数等の見直しについて
- ・付託議案の質問の取扱いについて
- ・代表質問、一般質問の持ち時間について
- ・会議規則について

#### 第4回懇談会 平成25年8月9日(金)

- ・常任委員会・特別委員会等のインターネット中継について
- ・付託議案の質問の取扱いについて
- ・代表質問、一般質問の持ち時間について
- ・政務活動費について
- ・議会改革に関する答申書(第2次)の作成について

第5回懇談会 平成25年8月21日(水)

- ・議会改革に関する第2次答申書(素案)について

第6回懇談会 平成25年10月28日(月)

- ・委員長報告について
- ・本会議及び委員会における討論時間について
- ・監査委員に対する質疑について

第7回懇談会 平成25年11月5日(火)

- ・議会改革に関する第3次答申書の作成及び(素案)について

■本答申に関係した者の氏名

	氏名	備考
会長	堀口武視	心政クラブ
副会長	木下豊和	拓進クラブ
委員	中尾広城	公明党
委員	大森和夫	日本共産党
委員	田畑仁	新風立志の会
委員	小山広明	無所属